

国道四三号特車基地設置工事 損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課 千木良 敦之

はじめに

本件は、一般国道四三号（兵庫県尼崎市内）の沿道において給油所を経営していた原告が、当該店舗の隣接地において施工した特車取締基地の設置工事（工事期間：平成一三年一月二二日～平成一四年三月二七日）以下「本件工事」という。）に起因する振動により、当該店舗の建物等に亀裂（クラック）が入る損害を被ったとして、国及び本件工事の施工業者に対し民法第七〇九条又は第七一六条に基づく損害賠償を求めた事例であり、国の責任として、道路の設置管理責任ではなく、本件工事の施工に当たり、建設技術等につき専門的知識を有するにもかかわらず、施工業者に対する発注責任を問うているものである。

争点は、本件工事による振動の発生と当該建物等の亀裂の発生との間に因果関係の存否であるが、一審、二審ともに、本件工事に起因する振動により亀裂が発生したとする控訴人の主張はこれを裏付ける客観的証拠がないこと等から採用できず、振動の発生と亀裂の発生との間の因果関係を

認めることはできないこととされた。以下概要を紹介する。

一 事実及び理由

(1) 請求

約一億一、五〇〇万円等の支払い。

(2) 提訴日

一審判決日 平成一四年四月二七日（請求棄却）

二審判決日 平成一六年一〇月一五日（請求棄却）

(3) 原告 法人

被告 国、工事施工業者

二 争点

本件工事（特に掘削工事に伴い土留め用H型鋼をパイプロハンマーで地面に打設する工事（以下「本件工事」という。）による振動の発生と当該建物等の亀裂の発生との間に因果関係はあるか。

三 争点に対する裁判所の判断

1 大阪地裁（請求棄却）

本件土留め工事後の本件給油所施設にクラックが

存在することが認められるので、以下、このクラックが本件土留め工事により発生したか否かを検討する。

(1) 原告の供述

本件土留め工事によってクラックが生じたことを直接体験として供述する原告の本人尋問の結果要旨は「給油所の土間にクラックが発生すれば、雨水の浸透等により地下の配管、ガソリンタンクの腐食、ひいてはガソリンの漏洩という危険があることから、普段から、土間のオイルを拭き取る際、静電気の発生防止のために水をまく際、クラックの有無には十分な注意を払ってきた。阪神大震災で給油所建物に多少生じたクラックは、パテで埋めて塗料を塗って修繕したから（土間にはクラックは入らなかった）、本件土留め工事の前には、土間にも給油所建物等にもクラックは一切なかった。毎日、朝六時から夜一〇時まで本件給油所に詰めているが、本件土留め工事（具体的な日は供述していない。）による振動は、それ以前からの整地工事による重機の稼働によるものと異なる振動で、午後一時ころ、給油所建物二階にいたら、下からどんという感じで突き上げてくるような縦揺れがあり、まるで阪神大震災と同程度の地震があったと感じられるほどで、ノートパソコンが飛び上がったの

で驚き、慌てて一階に降りて本件特車基地工事現場の方を見ると、本件土留め工事を行っていた。そこで、本件土留め工事現場にいた高山に苦情を言うと、一旦は振動が収まるものの、しばらくすると同様の振動が発生し、再度注意に行って一時止まるがまた再開するという状況であった。そのような繰り返し、四、五回あり、一回当たりの揺れは一二分程度継続した。同日の工事は午後四時くらいまで続いたので、被告国の小林に直接電話で苦情を述べた。夕方になって給油所建物一階作業室の六組の蛍光灯のうち一組が点かなくなっており、その際に作業所壁面にクラックがあることを発見し、不審に思っただけで本件給油所内をすべて点検すると、土間等にもクラックが入っていることが判明した。」というものである。

(2) 原告側証人の証言

ガソリンスタンドの施工、管理、検査を行う会社の代表者であり、本件給油所についても同社及び同人が施工の段階から関与し、三年ごとの検査にも携わっている証人は、原告の供述を裏付ける証言として、要旨「阪神大震災の直後に本件給油所の建物と土間を目視点検したが、特に目立ったクラックはなく、その後、平成一二年に本件給油所南側を増設した際にも、壁や土間にはクラックは認められなかったし、本件

土留め工事前には本件給油所にクラックはなかった。そして、本件特車基地工事の三、四ヵ月前に検知管のキャップの交換をするために赴いた際にも、詳しく見たわけではないが、現場をぐるりとみたときには現存するようなクラックはなかった。原告から建物にひびが入ったといわれて現場に向いたとき、本件土留め工事現場北側歩道の花壇の煉瓦が割れ、歩道の部分にも一cmくらいずつとひびが入っていたので、現場のガードマンともえらい振動が出たのやな、と話し合った」と述べている。

(3) しかし、上記供述、証言部分のうち、本件給油所に本件土留め工事による振動が伝播したとの点は採用できても、それがクラックの原因となつたと述べる部分は、そのまま採用することは困難というほかない。

第一に 原告ら指摘のクラックは、給油所土間、塀のいずれも平成一二年増設の南側部分に集中し、給油所建物では北側（二階建て）部分に集中しているが、原告らから苦情があつて（平成一三年二月一三日）後に証拠保全の趣旨で、関係者により撮影された写真を吟味検討しても、クラック発生日時が原告ら主張のころであるとの確証を掴むことは困難である。上記のとおり、給油所施設の通じる証人、本件給油所で四六時中勤務する原告は、本件土留め工事

までこのようなクラックがなかったと断言するのであるが、例えば、給油所建物北西端のかなり大きな内部壁面クラックを撮影した写真によれば、クラックの中に埃様のものが詰まっていたり、一本のクラックの場所によつてはクラックの開口部が塗料で架橋されたように見える部分があり、さらに、クラックの開口縁端が丸くなっているなどの部分があり、これらはクラックそのものが撮影前から発生していたとの推定を可能にするからである。そして、これらをして本件土留め工事により生じたとの認識を有する原告の認識からして、他のクラックについて供述する部分も採用することを躊躇させるものといわねばならない。

第二に、本件土留め工事に使用されたパイプロハンマーによる振動が、本件給油所敷地に大きな振動として伝播するという事態は例外的と考えられるのに、その例外を十分に肯定させるだけの具体的資料に欠けることである。すなわち、本件土留め工事に用いたパイプロハンマー工法は、振動にH型鋼を地面に直打ちする方法だけに、オーガ併用圧入工法や油圧圧入機を用いる工法より高振動であることは否めないが、当該パイプロハンマーが公害対策を念頭に置いた微震動型であることや、建設工事による振動は一般論として震動源から離れるほど減衰を受

けるところ、本件土留め工事現場と本件給油所は最短距離四四m離れていることは認定のとおりである。パイプロハンマーによる振動レベルは、旧建設省の資料によると、四〇m地点で六七dBであり、本件土留め工事で用いられたパイプロハンマーのメーカー説明文書では、平均N値二〇の砂質土への地山直打を前提とするものであるが、二〇m地点で五八dB程度とされており、過去に環境庁が行った調査結果を前提とする、物理的な被害を感じない限界である七〇dBを下回っていることは客観的事実である。もつとも、証拠によれば、証人が指摘するとおり、本件土留め工事現場直近北側の歩道では敷設された平板ブロックの目地が浮き上がっている箇所が存在することが認められ、先の証言によれば、さらに、花壇の煉瓦に割れた箇所があるといっているのであるが、それ自体は本件土留め工事による一定程度の振動の発生（平板ブロックの目地が浮き上がるという歩行者に危険を感じさせる事態が生じているのに、弁論の全趣旨によれば、被告らは本件土留め工事に際して歩道の歩行規制をしていないことが認められるとすれば、被告らの担当者が予想した以上の大きな振動が、本件土留め工事現場北側に発生した可能性が強い。）と本件給油所への伝播を裏付けるだけで、それゆえに本件給油所のクラックが本

件土留め工事によるものというだけの資料にはなり得ない。むしろ、前記認定のように、歩道の平板ブロックはコンクリートの基礎などが敷かれていないことに加え、歩道部分も本件土留め工事現場から本件給油所のある東に向けては平板ブロック目地が浮き上がったような箇所は必ずしも認め難く、この事実は距離による振動の減衰を窺わせるものである。また、本件特車基地工事現場と北側歩道を画したブロック塀の基礎についても、本件土留め工事時には土留め工事現場では撤去され、わずかに給油所敷地の西側に一・二m残置されていただけで、パイプロハンマーの振動が直に伝わる伝導体に成り得ていないと考えられる。

第三に、中心となる原告の供述自体の曖昧さである。原告が、振動に驚いて、被告国に電話したとするのは、その前後の事情からして一月一三日夕刻のことと認めるのが相当であるが、同原告の「振動の態様も下から突き上げるようなどんという大きな縦揺れ」というのはハンマーによる打撃打ち込み工法に合致するものであっても、パイプロハンマー工法で生じ得る振動の態様にはそぐわず、不自然さを免れない。しかも、本件土留め工事が始まった一日から一三日に原告が申入れをするまでの間には三六カ所のH型鋼が打ち込まれているから、この工

法により原告ら主張のような振動が生ずるならば、一日から三日の夕刻にかけて前後三六回の大きな振動継続時間帯が存在したはずであるが、この点について、原告が一二分程度の揺れをわずかに四、五回程程度感じただけで、工事三日目に初めて苦情を申し入れたというのも、腑に落ちぬことといわねばならない。

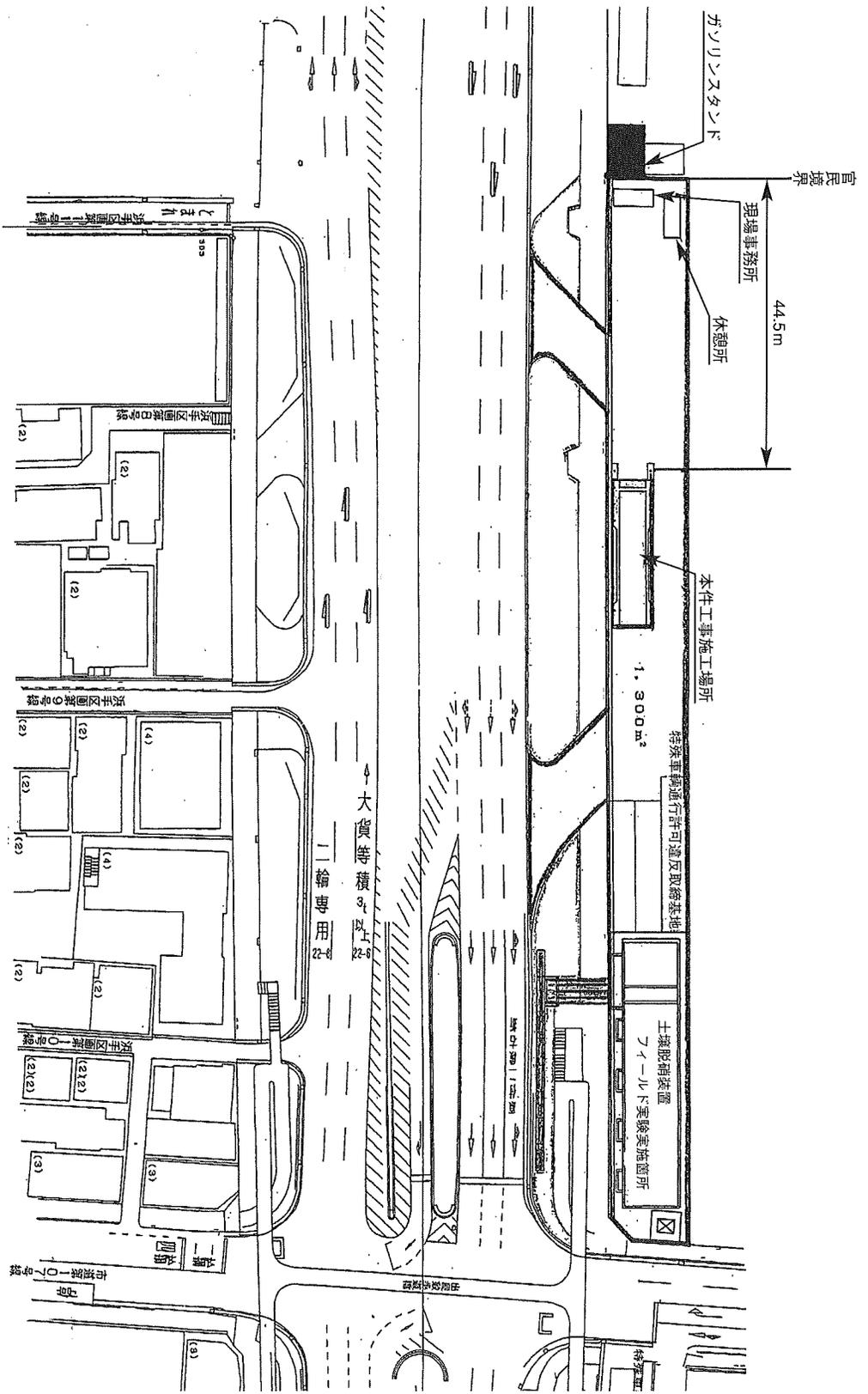
(4) 他に、本件工事、ことに、本件土留め工事による振動が本件給油所に被害を与える程度の大 きなもので、かつ現実に土間、塀、建物壁等にクラックの被害を、また、ガソリタンクに被害を与えたと認めるに足る証拠はなく、また、原告の精神的な苦痛についても、住宅等と異なり国道に隣接する給油所に対する振動であることを考慮すれば、受忍限度を超える振動があったとまではいいがたい。

以上の次第で、原告らの請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

2 大阪高裁（請求棄却）

当裁判所も、控訴人らの被控訴人らに対する本件各請求はいずれも理由がなく棄却すべきものと判断するが、その理由は次に附加するほか、原判決の説示と同一であるから、これを引用する。

控訴人らは、前記のとおり、「専門家である工



位置図

事施工者ら（被控訴人ら）に因果関係の不存在の立証を負担させるべきであり、本件においては、被控訴人らから工事前の写真の提出がなく、事前の調査状況や工法選定の根拠等について立証がされていないから、控訴人らの損害と本件H型鋼打設工事との間に因果関係があると認めざるべきである。」主張するが、本件H型鋼打設工事（本件土留め工事の振動）により控訴人らに損害が生じたことは、控訴人らにおいて立証すべき事実であり、また、本件全証拠によるも、本件工事による振動被害が通常想定される範囲外に生じたと認めることはできないから、被控訴人らにおいて、本件工事前の写真を提出せず、事前の調査状況や工法選定の根拠等について十分な立証をしていないからといって、そのことをもって直ちに本件給油所に存在するクラックが本件工事（本件土留め工事等）の振動により生じたと認めることはできない（控訴人ら主張の損害と本件H型鋼打設工事との間に因果関係があると認めることは到底できない）。したがって、控訴人らの上記主張は、その前提を欠き、独自の見解に基づくものというほかなく、採用の限りでない。

また、控訴人らは「原審における控訴人の供述及び証人の証言は信用することができ、かつ、他の原因によるクラックが考えられない以上、本件給油所のクラックは、H型鋼打設工事によるもの

と見るほかない。ちなみに、四三号線の振動、タンクローリーの給油所への導入はクラック発生の原因ではない。」旨主張し、控訴人本人（兼控訴人会社代表者）は、原審における尋問において、上記主張にそう供述をし、証人はそれに符合する証言をしているけれども、①クラック発生の日時が控訴人ら主張のころであることを裏付ける客観的な証拠がないこと、②控訴人は、本件土留め工事の三日目に初めて苦情を申し入れていること、③本件土留め工事の振動につき、控訴人において、被控訴人ら関係者に対してその現認ないし振動状況の見分を求めた形跡がうかがわれないこと（ちなみに、控訴人本人は、一二分程度の揺れを四、五回感じたと供述している（陳述書では、机の上にあつたパソコンを跳ね上げるほどの強度で約五分間続くという振動が四、五回あつた旨記載されている）。仮にこのような状況であつたとすれば、その状況の現認ないし見分を求める機会が十分あつたものといふことができる。）、④証拠によつても、本件工事（本件H型鋼打設工事等）によつてクラックが生じたと認めることは困難であること等に照らすと、前期引用の原判決認定説示のとおり、控訴人本人の上記供述部分及び証人の証言部分は、いずれもたやすく採用することができない。なお、控訴人らは、「本件土留め工事以外の他の原因によるクラックが考えられない。」と

も主張するが、前期引用の原判決認定の事実関係の下においては、原判決説示のとおり、仮にクラックが生じた原因が外力の作用によるものであるとしても、本件国道四三号を通行する車両による振動やタンクローリー車の進入による振動も、クラックを生じさせる外力の一つとして想定しうるものと認められるから、控訴人ら主張のように、本件土留め工事以外の他の原因によるクラックが考えられないということはできないし、本件給油所のクラックが本件土留め工事（本件H型鋼打設工事）等の振動によつて生じた事実は本件全証拠によるもこれを認めることができない。したがつて、控訴人らの上記主張は採用するに由ないものである。